昭和55年4月1日評議員会決定

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会(以下「社協」という。)の役員 等の報酬及び費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し、必要な事項を定めるものとす る。

(定義)

- 第2条 この規程において「役員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。
  - (1) 社協の理事
  - (2) 社協の監事
  - (3) 社協の評議員
  - (4) 社協の部会の委員
  - (5) 社協の要求に応じ理事会、評議員会又は部会に出頭した前各号以外の者

#### (報酬の額)

- 第3条 役員等が、社協の要求によって出頭した場合は、当該出頭した役員等に対し、次の 各号に掲げる報酬を支給する。ただし、岡崎市の職員又は岡崎市の関与する公所等の役職 員が社協の役員等であるときは、報酬を支給しないことができる。
  - (1) 社協の会長 月額 80,000円
  - (2) 社協の部会の委員 日額 5,000円

## (社協評議員の報酬)

- 第4条 社協評議員が、その職務のため評議員会等に出席したときは、報酬として 日額5,000円を支給する。
- 2 岡崎市の職員又は岡崎市の関与する公所等の役職員が社協の役員等であるときは、報酬を支給しないことができる。

# (社協役員の報酬)

- 第5条 社協役員が、法人業務を行う場合に、次の通り報酬を支給する。
  - (1) 常務理事 月額 395,000円
  - (2) 理事 日額 5,000円
  - (3) 監事 年額 40,000円
- 2 岡崎市の職員又は岡崎市の関与する公所等の役職員が社協の役員等であるときは、報酬を支給しないことができる。

### (費用弁償)

- 第6条 役員等が社協の用務のために旅行した場合、当該旅行に費用の弁償(以下「費用弁 償」という。)をするものとする。
- 2 費用弁償の計算方法については、別に定める。

### (重複支給の禁止)

第7条 常勤の社協職員が、この規程の役員等を兼ねるときは、その兼ねる役員等として受けるべき報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

- 第8条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機 関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第9条 社協は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等 の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(雑 則)

第11条 この規程に定めのない事項について疑義の生じたときは、会長は常務理事と協議 して定めるものとする。

附 則

1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、昭和62年年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成6年9月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附具

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。